

コンピュータ文における名詞句の意味機能について*

熊本 千明

Semantic Functions of Noun Phrases in Copular Sentences

Chiaki KUMAMOTO

I. 序

コンピュータ文 'A is B'、[Aは／がBだ]は、様々な解釈をもつ。これまでに、日・英語のコピュラ文について多くの研究がなされ(cf. Halliday 1967, Higgins 1979, Declerck 1988, 三上 1953, Kuno 1970, 久野 1973, 上林 1988, 西山 1985, 1988, 1990, 2003, 熊本 1989a, b, 1992, 1995, 2000)、この構文の意味構造が明らかになってきた。コンピュータ文は、措定文、(倒置)指定文、(倒置)同定文、(倒置)同一性文、定義文、提示文等に分類されるが、中でも、よく取り上げられるのは、措定文と(倒置)指定文である。措定文は、集合とメンバーの関係、あるいは、包摂関係によって捉えることができ、(倒置)指定文は、等号や同一性の概念によって捉えることができるという議論が、しばしば行われてきた。しかしながら、上林(1988)は、このような見方では、措定文、(倒置)指定文の本質を捉えることはできないと考え、「指示」と「叙述」という名詞句の特性に注目して、この二つの文タイプを規定し直すことを提案した。西山(1988, 1990, 2003)は、さらに、「変項名詞句」という概念を導入することによって、同様に非指示的ではあっても「叙述名詞句」とは異なる名詞句のもつ意味機能を、明確な形で示した。

上林、西山の議論は説得力のあるものであるが、そこで論じられた措定文と(倒置)指定文の本質は、一般に十分理解されているとは言えず、集合とメンバー、同一指示という観点から、措定文と(倒置)指定文を捉えようとする見方は、相変わらず根強い。小論で取り上げる丹羽(2004)もそうした傾向の一例であるが、丹羽は、さらに、措定文についても同一性を考えるという点で、独自性をもつ。ここでは、丹羽の考え方に潜む問題点を探ってゆくことにしたい。

II. 措定文と(倒置)指定文の規定

最初に、上林(1988)の措定文と(倒置)指定文の規定を見ておくことにしよう。上林は、Kuno(1970)の referential noun phrases(指示名詞句)と predicative noun phrases(叙述名詞句)の対立を用いて、措定と指定の概念を明確にする。

- (1) a. 太郎は学生だ。 [措定]
(指示)(叙述)
- b. 太郎が学生だ。 [指定]
(指示)(叙述)

c. 学生は太郎だ。 [倒置指定]

(叙述) (指示)

(上林 1988: 64)

(2) a. AはBだ。 [措定]

A: 指示名詞句

B: 叙述名詞句

意味: 「A」という表現で指示される指示対象についていえば、それは、「B」という性質をもつ。

b. AがBだ。 [指定]

A: 指示名詞句

B: 指示名詞句または叙述名詞句

意味: 「B」という表現で指示される指示対象、あるいは、「B」という性質を持つものをさがせば、それは「A」という表現の指示対象である。

c. AはBだ。 [倒置指定]

A: 指示名詞句または叙述名詞句

B: 指示名詞句

意味: 「A」という表現で指示される指示対象、あるいは、「A」という性質を持つものをさがせば、それは「B」という表現の指示対象である。 (上林 1988: 71)

次に、西山(1988, 1990, 2003)は、上林が「叙述名詞句」であるとした指定文のB、倒置指定文のAの名詞句を、「変項名詞句」であるとして措定文のBの名詞句から区別することを提案し、以下の様に措定文と(倒置)指定文を規定する。

(3) 措定文(predicational sentences) 「AはBだ」

例: モーツァルトは天才だ。

こんな落書きをする奴は馬鹿だ。

Aで指示される指示対象について、Bで表示する属性を帰す。

Aは、指示的名詞句、Bは、叙述名詞句。

倒置指定文/指定文(specificational sentences)「AはBだ」/「BがAだ」

例: 花子殺しの犯人はあの男だ。/あの男が花子殺しの犯人だ。

この種の実験で一番大切なことは、その実験室の温度だ。/その実験室の温度が、この種の実験で一番大切なことだ。

Aという1項述語を満足する値をさがし、それをBによって指定(specify)する。

Aは、[...x...]という変項を含む変項名詞句、Bは、(指示的、非指示的を問わず)値表現。

さらに、上林が(倒置)指定文のスペシャルケースであるとした、A、B共に指示的であるようなタイプの文を(倒置)同一性文と呼んで、別のカテゴリーを立てる。

(4) 倒置同一性文/同一性文(identity sentences)「AはBだ」/「BがAだ」

例: ジキル博士はハイド氏である。/ハイド氏がジキル博士である。

こいつは、昨日公園の入り口でぶつかったあの男だ。/昨日公園の入り口でぶつかったあの男が、(目の前の)こいつだ。

Aの指示対象はBの指示対象と同一であると認定する。

A、B共に、指示的名詞句。

コンピュータ文に現れる名詞句の指示性・非指示性に注目して措定文と(倒置)指定文の特徴を捉えようとし

た上林、西山に対し、丹羽(2004)は、名詞句を指示性に関して区別する必要を認めず、上林、西山によって非指示的であるとされた名詞句(叙述名詞句、変項名詞句)は、どちらも、指示的であるとする議論を展開している。丹羽によれば、「AはBだ」の形式をもつコンピュータ文のAとBは、いずれも対象を指示するものであり、AとBが同一関係にあるか、包摂関係にあるかという観点から、また、集合と構成要素/構成要素と集合の関係にあるか否か、という観点から、次のように分類することができるという。

- (5) 同一関係 — 同等関係(AとBが個体同士、または集合同士の関係、下のどちらでもない関係)
 — 指定関係(AとBが集合と構成要素の関係)
 — 包摂関係 — 帰属関係(AとBが構成要素と集合の関係) (丹羽 2004: 137)

同等関係は、同じ対象を二つの表現で指示するものである。この関係においては、AとBは、集合と構成要素の関係にはない。(6)のように、個体同士の同一関係を表す場合と、(7)のように、集合同士の同一関係を表す場合とがある。

(6) 今ここを通りかかった男は、きのううちをのぞいていた男だ。

(7) この物語の世界では、とかげは恐竜だ。 (丹羽 2004: 137-8)

指定関係は、集合Aに対して、その構成要素Bを割り当てる関係である。(8)、(9)に見られるように、要素が一つの場合も、複数の場合もあるが、いずれの場合も、A(「この会社の社長」あるいは、「彼女が欲しいもの」とB(「山田氏」あるいは、「バッグと指輪と高級化粧品」)は、それぞれ指示対象が同一である。

(8) この会社の社長は、山田氏だ。

(9) 彼女が欲しいものは、バッグと指輪と高級化粧品だ。 (丹羽 2004: 138-9)

帰属関係は、Aが集合Bの構成要素であるという関係、言い換えれば、Aが集合Bに帰属するという関係である。(10)のように、AとBが同一関係にある場合と、(11)のように、AとBが包摂関係にある場合とがある。

(10) 山田氏はこの会社の社長だ。

(11) 山田氏は会社の社長だ。 (丹羽 2004: 139-140)

丹羽の言う「同等関係」を表す文、「指定関係」を表す文(「指定文」)、「帰属関係」を表す文(「帰属文」)は、ほぼ、西山の言う「倒置同一性文」、「倒置指定文」、「措定文」に対応すると考えてよい。これら三つの文タイプのいずれにも「同一関係」を認め、どのタイプの文においても、主語名詞句Aと述語名詞句Bは、共に指示的であるとする点において、丹羽の主張は、独特である。

指定をA=Bという同一性の概念で捉えることに対する批判である上林(1988)、西山(1988, 1990, 2003)の議論によって、(倒置)指定文の本質は十分明らかにされてきたと思われるのであるが、丹羽の議論に従って、もう一度、同一指示による説明の問題点を考えてみるのは、意義のあることかもしれない。また、確かに、措定文の中には集合とメンバーの関係が示されるものもあるが、集合の概念による説明がすべての措定文に当てはまる妥当なものであり、説得力をもつものであるかどうか、検証する必要があるであろう。措定、指定共に集合と構成要素の関係によって捉えようとする考え方に、同一指示の問題もからんでくるため、丹羽の議論はわかりにくいところも多いが、少しずつ、整理してゆくことにしたい。

III. 集合による説明の問題点

措定文「AはBだ」、「A is B」は、「Bが示す集合にAが属するという関係」を表すとする見解は、日本語に関しても、英語に関しても、しばしば議論の対象となってきた。集合とメンバーの関係によって措定

文を捉えようとする、どのような問題があるのであろうか。まず指摘されるのは、「集合とメンバーの関係」と言ってしまうと、(12)のように集合とその真部分集合の関係である場合が説明できなくなるという点である (cf. 西山 2003)。

(12) 鯨は哺乳動物だ。

鯨は集合であり、個体ではないので、哺乳類の集合のメンバーではない。(13)の各文は、いずれも措定文であるが、集合とメンバーの関係であると言えるのは、主語が個体を指す(13a)、(13b)だけである。(13c)は、集合と部分集合の関係を表すものである。

(13) a. ポチは秋田犬だ。

b. ポチは日本犬だ。

c. 秋田犬は日本犬だ。

(13a-c)は、皆、同じように「Aで指示される指示対象について、Bで表示する属性を帰す」という措定文としての特性を備えているにもかかわらず、(13c)だけは、措定文であると予測することができなくなってしまうのである。¹⁾ こうした問題を避けるために、丹羽は、「メンバー」という語の代わりに、「構成要素」という語を用いる。丹羽は、「Bが構成要素(個体)である場合と部分集合である場合とを、特に区別して考える必要はないので、構成要素という言葉で代表させる」(丹羽 2004: 139)と述べているが、これは、まったく異なる関係を混合した概念であることに注意しなければならない。

もう一つ、「Bが示す集合にAが属するという関係」では扱えないとされるのが、次のような例である。

(14) a. ブッシュは、第43代米国大統領である。

b. 洋子はこのクラスで一番背が高い人だ。 (西山 2003: 131)

一般に、(13a)、(13b)を集合とメンバーの関係で捉えようとする人はいても、(14a)、(14b)が同じように集合とメンバーの関係を表していると言う人はいない。「第43代米国大統領」、「このクラスで一番背が高い人」というのは、集合論で言う個体であり、個体を表すものを、あえて単元集合と言う必要はないからである。このような文も、集合とメンバーの関係という規定に当てはまらない以上、措定文であると言えないことになってしまうが、それにもかかわらず、(14a)、(14b)が措定文であることは明白である。このような例の存在も、措定文を集合とメンバーの関係で捉えるやり方には、問題があることを示している。

今、集合論的に言えば、(14a)、(14b)は個体同士の関係を表すものであると述べたが、そうであるならば、丹羽の立場では、これらは同等関係を表すことになると思われる。このような関係は、帰属であるとは言いがたいものである。ところが、丹羽は、(14a)、(14b)と類似した(15)の例を挙げ、

(15) 山田氏はこの会社の社長だ。 (丹羽 2004: 139)

この文を、A「山田氏」が集合B「この会社の社長」の構成要素という関係にある、「帰属文」とであると言う。帰属文においては、Bは集合の任意の一要素を指示し、Aはその一要素と同一であることが示されるが、(15)のようにBの構成要素が1つしかない場合、Bの任意の一要素はBそのものであり、AとBが同一関係になるのだと言う。しかし、このような場合、任意の一要素と個体は、どう異なるというのであろうか。単元集合というものは、もちろん、考えられるわけであるが、「この会社の社長」を構成要素が一つの集合であるとみなすのであれば、丹羽は、「田中太郎」も同じように集合であると言うのであろうか。上林(1988)、西山(2003)が指摘するように、固有名詞も叙述名詞句として用いられる。

(16) あのひとは田中太郎だ。

(西山 2003: 126)

(16)を措定文と読んだ場合、「田中太郎」は、「田中太郎という名前の持ち主」という性質を表す叙述名詞句であり、主語の指示対象にその属性を帰すという解釈がなされる。Bが固有名詞である例を丹羽は

扱っていないが、このようなケースも当然、含めるとして、個体を表す名詞句を、あえて、集合を表すものであると考える根拠は、明確にされていないのである。丹羽は、メンバー(個体)と集合、部分集合と集合、個体と「(実は個体であって、集合であるという必要の認められない)構成要素が一つの集合」との関係、これら全てを「構成要素が集合に属する関係」という概念でくくることをしているのであるが、これはかなり漠然とした概念であると言わざるをえないであろう。

(14a)、(14b)の例における「第43代米国大統領」、「このクラスで一番背が高い人」は、実は、特定の個体を指示するために用いられているのではない。これらは、普通の意味での「個体」を表しているのではないのである。先に、西山の規定で見たように、これらの名詞句は叙述名詞句であり、何ら指示対象をもたない、非指示的名詞句である。措定文のBにとって大切なことは、それが叙述名詞句であるということであって、(14a)、(14b)のBのように個体であるとか、(12)、(13a-c)のBのように集合であるとか、そのようなことは本質的な問題ではないことを、十分認識しておく必要がある。Bは属性、性質を表す名詞句であると言えば、(12)、(13)、(14)に挙げた措定文は、集合の概念を用いずとも、すべて無理なく説明できるのである。

さて、これまで、しばしば集合とメンバーの関係において捉えられてきたのは、措定文であり、(倒置)指定文の方は、個体同士の同一性の関係において捉えられることが多かった。丹羽のように、指定に関しても集合の関与を認め、集合の構成要素を割り当てる関係であるとするのは、個体と個体、集合と集合の同一関係を述べる同等関係(倒置同一性文)との違いを示す上で、好都合であるのかもしれない。例えば、倒置指定文(17)の解釈を、丹羽は、「彼女の欲しいもの」の指示対象(個体)と「バッグ」の指示対象(個体)が同一である、とするのではなく、「彼女の欲しいもの」の指示対象(集合)と「バッグ」の指示対象(構成要素)が同一である、とする。

(17) 彼女の欲しいものはバッグだ。 (丹羽 2004: 138)

しかし、西山(私的議論)が指摘するように、彼女の欲しいものという「集合」と、バッグという「構成要素」が同一である、というのは、奇妙である。考えられるのは、彼女の欲しいものの集合の「構成要素」とバッグが同一である、ということであろう。もし、そうであるならば、「彼女の欲しいもの」は、集合を指示すると言いながら、実は、その集合の構成要素を指示している、ということになりはしないであろうか。いずれにせよ、A、B共に指示的である倒置同一性文との違いを示すために、何も、集合の概念などを持ち出す必要はない。(17)のAの名詞句、「彼女の欲しいもの」は、指示的ではなく、西山の言う変項名詞句であり、この文の解釈は「xが彼女の欲しいものである。そういうxを埋める値は、バッグである」というものであると考えれば、何も問題はないと思われる。

さて、ここで、比較のために、英語のコピュラ文が集合との関係でどのように扱われてきたか、見ておくことにしよう。Declerck(1988)は、措定文がclass-inclusion (class-membership)を表すとする立場の議論をいくつか紹介しているが、その論調は否定的である。措定文の述語名詞句は主語名詞句よりも広いカテゴリーを示す、あるいは、措定文の主語名詞句は述語名詞句の表す集合に含まれる、とする見方について、多くの場合には当てはまるとしながらも、次の例を挙げて反論する。

(18) a. Reagan is (the) President of the U.S.A.
b. John is the best musician in town. (Declerck 1988: 92)

このような文においては、AがBに含まれるという関係は見られない。また、たとえ述語名詞句が不定名詞句であっても、主語の指示対象を含むより大きなクラスを示しているとは言えないケースがあるとして、(19)の例を挙げる。

(19) Bill is someone who is wise enough to know that his marriage to Mary would be in danger if

he went about with another girl.

(Declerck 1988: 92)

述語名詞句の記述が Bill 以外にも当てはまるとは思えない、というのが、Declerck の挙げる理由であるが、このような例は、措定文を、集合とメンバーの関係よりも、属性という観点から捉える方が適切であることを示す良い例であろう。

興味深いことに、措定文ばかりでなく倒置指定文も inclusion の関係として捉えることができるとする見方も、Declerck は紹介している。倒置指定文は措定文と正反対の関係を表すもので、(20)の主語は上位概念、補語は下位概念を示しているという主張が、Blom & Daalder によってなされているという。

(20) His mistake was that he let himself be easily intimidated.

(Declerck 1988: 92)

Declerck は、his mistake が、いかなる意味で that 節の内容より上位の概念であるのかは疑問であると言ひ、(倒置)指定文の本質が Higgins(1979)の言うように、his mistake の「中身を指定する」ことにあるのであれば、両者が概念の広さにおいて異なってはならないはずであると述べる。さらに、倒置指定文の主語は上位語、補語は下位語であり、措定文の主語は下位語、補語は上位語であるとする考え方を認めるならば、文をひっくり返して主語と補語が入れ替わったら、倒置指定文が措定文になってしまうという、おかしな結論を許すことになる。しかし、倒置指定文は意味を変えずに倒置することが可能であるのだから、そのような結論は事実と反すると、Declerck は述べる。Declerck の指摘も、もつともであろう。

ところで、先に、丹羽の言う「構成要素が集合に属する関係」は、様々な関係を表すことを見たが、Declerck の紹介する 'inclusion' の関係も、それによって示されるのは、メンバーと集合、下位概念と上位概念、特殊性と一般性、など、実に様々である。何かを含んだり、何かに属したり、という概念は、もともと漠然としたものであり、注意しなければ、あまり説明力のない概念となってしまうであろう。

さて、日本語には、「が」と「は」の区別があるので、語順を変えたからといって、指定文と措定文の区別がつかなくなることはないが、集合と構成要素の関係だけでは、(21a)と(21c)の違いが十分に説明できないのは、明らかである。丹羽に従って集合と構成要素の関係を示せば、次のようになるであろう。

(21) a. 自衛隊の派遣されるところが非戦闘地域だ。(指定文)

(構成要素)

(集合)

b. 非戦闘地域は自衛隊の派遣されるところだ。(倒置指定文)

(集合)

(構成要素)

c. 自衛隊の派遣されるところは非戦闘地域だ。²⁾(措定文)

(構成要素)

(集合)

自衛隊は非戦闘地域にしか行かないというが、非戦闘地域とはどこだ、という問いに対して、首相が(21a)と答える。これは、(21b)と同じ意味をもつ。自衛隊の派遣される場所はどこであっても、そこが非戦闘地域なのである、ということを行っている文である。一方、(21c)は、自衛隊の派遣される場所、例えばサマーワは、非戦闘地域だ、ということ述べている文である。これは、その地について、「非戦闘地域」という属性を帰すものである。(21a)と(21c)は意味が異なるが、「非戦闘地域」が集合であり、「自衛隊の派遣される場所」が構成要素であるという点から見ると、全く同じであることがわかる。丹羽は、(21b)と(21c)の違いは説明するが、(21a)の形は取り上げない。指定関係は A と B が集合と構成要素の関係、帰属関係は A と B が構成要素と集合の関係であるというが、(21a)のように、主語の方が構成要素、述語の方が集合である指定関係はどのように位置づけられるのであろうか。倒置指定文「A は B だ」と指定文「B が A だ」の関係について言及がないのは、説明が不十分であろう。

IV. 「同一関係」「同一指示」に関する問題点

ここでは、丹羽が挙げる、次の二つの例を考えることにしよう。

(22) 太郎は学生だ。(帰属文(措定文))

太郎は、学生という集合の構成要素である。

(23) 彼女が欲しいものは、バッグと指輪と高級化粧品だ。(指定文(倒置指定文))

バッグと指輪と高級化粧品は、彼女が欲しいものの集合の構成要素である。

(22)、(23)の集合と構成要素は、次のような形で示すことができると思われる。

(24) a. 学生の集合

b. 彼女が欲しいものの集合



上で指摘したように、これだけでは、措定文と倒置指定文の違いが明らかにならない。そこで、「同一関係」と「包摂関係」によって丹羽が意図したものは何であるのかを、考えることにしよう。丹羽は、Aの外延がBの外延に一致する関係を「同一関係」、包摂される関係を「包摂関係」と呼ぶ。指定関係は同一関係であるが、帰属関係は同一関係と包摂関係にまたがるという。指定関係と帰属関係の大きな違いは、この点にあるのであろうか。丹羽が帰属関係と指定関係をどのように説明するのか、見てみよう。

まず、帰属関係について、丹羽は次のように述べる。

(25) 「太郎は学生だ」の述語名詞句「学生」は、それが表す集合の任意の一要素を指示すると理解することができる。「太郎」は集合「学生」の任意の一要素に一致する関係にあり、それを言い換えれば、「太郎」は集合「学生」に帰属するという関係にあるということになる。(丹羽 2004: 144)

丹羽がここで言っているのは、帰属文(措定文)においては、Aという構成要素とBという集合の中の任意の一要素が、同一指示の関係にある、ということである。「任意の一要素」と結ぶ関係が、丹羽の考える包摂関係なのであろうか。さらに、丹羽は、(26)について、(27)のような説明を加える。

(26) 太郎は、この大学の学生だ。(丹羽 2004: 141)

(27) 「この大学の学生」はその集合の任意の一要素を指示し、「太郎」はその一要素と同一関係にあると理解できるのではなからうか。(丹羽 2004: 141-2)

ここでは、「同一関係」という語が用いられているが、(26)は(22)と同じタイプの措定文であり、(22)が包摂関係を表すのであれば、(26)も当然、包摂関係を表すとしなければならない。事実、丹羽は、次のように述べる。

(28) 「太郎」と「この大学の学生」の任意の一要素とが同一であるということは、「太郎」が「この大学の学生」の一員、つまり、「この大学の学生」に帰属する(包摂される)関係だということになる。(丹羽2004: 142)

もし、(26)が包摂関係を表すものであるならば、(27)でいう「同一関係」というのは、「一致する関係」「同一指示」という位の意味であらうか。「包摂関係」に対するものとしての「同一関係」ではない点に、注意しておこう。

さて、それでは、包摂関係に対するものとしての同一関係を示す帰属文というのは、どのようなもので

あろうか。丹羽が挙げるのは、先に見た(15)の例である。

(29(=15)) 山田氏はこの会社の社長だ。(丹羽 2004: 139)

もう一度、丹羽による(29)の説明を見ておこう。

(30) 述語名詞句 B の構成要素が一つしかない場合は、B の任意の一要素は B そのものに他ならない。したがって、こういう場合は、A と B が同一関係になるのである。(丹羽 2004: 142)

これらの説明を見ると、集合の「任意の一要素」との対応ということが、丹羽の帰属文にとって重要な意味をもつことがわかる。帰属関係の場合、「同一関係」といっても、あくまで、「包摂関係」の任意の一要素が一つに限られた場合、つまり、「包摂関係」の特殊なケースとして捉えられており、任意の一要素というものを考えない、指定関係の A と B、同等関係の A と B が取り結ぶ「同一関係」とは、異なる概念を表しているように思われる。このように異なる概念を一つの用語で表し、それを「包摂関係」と対比させることによって、統一的な説明ができるかのような印象を与えるのは、問題であろう。

ところで、(27)で見た、もう一つの意味の「同一関係」すなわち、「同一指示」の方には、問題はないのであろうか。丹羽は見逃しているが、「任意の一要素」との「同一指示」という見方には、実は、大きな落とし穴がある。丹羽は、(22)が表すのは、「太郎」は集合「学生」の任意の一要素に一致するという関係である、とした。「任意の」を、「ランダムに」と解釈するならば、構成要素のどれをとっても太郎と一致するという事は、その集合の構成要素のどれもが太郎であるということであらうか。丹羽のこの説明に合致するような集合は、その構成要素として次郎や花子など、太郎以外の人が含まれる学生の集合ではない。太郎だけを構成要素とするような集合を考えなければならなくなるのではないだろうか。もし、学生の集合として、(24a)のような集合を考えるのであれば、(22)は、「太郎は(学生の集合の任意の一要素である)花子である/次郎である/…」という主張をしているということになるであらう。これは、とても受け入れられないことである。前節で見たように、これまでも、指定文は「B が示す集合に A が属するという関係」を表すとする見方はあった。しかし、丹羽のように、A と、集合 B の一要素が同一指示である、ということまでは言わなかったようである。指定文を集合の概念を用いて説明すること自体に無理がある上に、「同一指示」という概念を持ち出したために、このような解釈を防ぎきれなくなったのである。³⁾

ここで、指定文(倒置指定文)に目を転じてみよう。(23)の説明は次のようなものである。

(31) 「(今)彼女が欲しいもの」と「バッグと指輪と高級化粧品」とは、(...)指示対象が同一であることに違いはない。集合に対して、その構成要素を割り当てる関係を「指定関係」と呼ぶ。指定関係は、同一関係の一種である。(丹羽 2004: 139)

前節でもふれたが、(31)が「集合と構成要素が同一である」という主張をしていると解釈すると無理があるので、集合の構成要素と「バッグと指輪と高級化粧品」が同一である、ということをおうとしているのであると理解することにしよう。そこで、(32)の例を見ることにしよう。

(32) 彼女が欲しいものの一つは、バッグだ。

このような場合、丹羽は、「彼女が欲しいものの一つ」という集合を考えるのであろうか。それとも、「彼女が欲しいもの」という集合を考え、複数あるその構成要素の一つとバッグが同一であると言うのであろうか。後者の場合、もはや A 自体が集合を表す、とは言えないことになる。前者の場合には、「彼女が欲しいものの二つ/三つ/…」のような集合をそれぞれ考えるという、おかしなことになってしまう。

(33) 彼女が欲しいものの二つは、バッグと指輪だ。

こうしたケースも、西山の変項名詞句の概念を用いれば、説明が容易である。「x が彼女が欲しいものの一つである」の x を埋める値はバッグである、「x が彼女が欲しいものの二つである」の x を埋める値は

バッグと指輪である、と考えればよい。

最初に述べたように、丹羽の議論の根底にあるのは、指示的名詞句と、非指示的名詞句である叙述名詞句、変項名詞句の区別を不要のものとし、コンピュータ文のAとBに現れる名詞句をすべて指示的であると考える立場である。コンピュータ文の様々な意味を、名詞句の特質に言及することなく説明するために、「集合」と「構成要素」という概念を用いたが、本来ならば、名詞句の意味機能として示されるべきことからの説明を「集合」と「構成要素」が担わされたために、無理が生じているように思われる。例えば、「帰属する」あるいは「割り当てる」という関係を述べる際には、「集合」を表すとされる名詞句は「集合」を指すのに用いられ、同一指示を問題にするときには、それは、「集合の構成要素」に言及するために用いられるというように、その使われ方が一貫していないのである。また、「同一関係」、「包摂関係」の区別も、実はそれほど明確なものではない。これまでの議論から、指示的名詞句と、非指示的名詞句である叙述名詞句、変項名詞句とを区別せず、指示の同一性によって措定文、倒置指定文、倒置同一性文を説明しようとする立場には問題のあることがわかる。コンピュータ文の意味は、名詞句の意味機能に関する考察を加えてはじめて、十分な理解が得られるのである。

V. 指示的名詞句／非指示的名詞句と代名詞

丹羽のように、すべての名詞句を指示的であると考えると、代名詞の使い分けをどう説明するか、という問題が生じる。最後に、指示的名詞句と、叙述名詞句、変項名詞句を区別する根拠として、措定文、(倒置)指定文に現れる代名詞の違いを見ておくことにしよう。

まず、英語の叙述名詞句であるが、これは、Kuno(1970)で指摘されているように、指示的名詞句とは異なって、*he* や *she* で受けることはできない。

(34) John is a doctor. He has been *him / *it / one since 1960. (Kuno 1970: 355)

英語の叙述名詞句を受けることができる代名詞は、*one* である。副詞の *so* も用いられる。

(35) a. John is a nice guy, and Bill is one, too.

b. John is a nice guy, and so is Bill.

日本語においても、叙述名詞句は、指示的名詞句のように「彼」や「彼女」で受けることはできない。副詞の「そう」が用いられる。

(36) 太郎は大学生です。実は5年前からずっと*彼/*それ/そうです。 (上林 1988: 66)

次に、英語の変項名詞句を見てみよう。Kuno(1970)の挙げる例を見ると、可能なのは *it* だけであるように思われる。

(37) The leader of the party is Johnson. *He / *One / *The one / It has been him since 1960.

(Kuno 1970: 356)

しかし、実際はそうではなく、*the one* も用いられる。この選択には、語順も関与していると思われる。

(38) A: We first thought Mary is the one who murdered Smith but later found out that John is the murderer.

a. B: *Are you sure John is it?

b. B: *Are you sure John is he / him?

c. B: Are you sure John is the one?

d. B: *Are you sure John is one?

(39) a. Smith's murderer — it's John.

- b. ?Smith's murderer—he is John.⁴⁾
 c. *Smith's murderer—the one is John.
 d. *Smith's murderer—one is John.

主語の位置では *it*、補語の位置では *the one* が用いられることがわかる。

日本語の場合も、変項名詞句を受ける代名詞として、「それ」は良いが、「彼」「彼女」は使えない。

- (40) a. 花子殺しの犯人、それはあの男だ。
 b. ?花子殺しの犯人、彼はあの男だ。

(西山 2003: 133)

また、日本語では、変項名詞句を受けるのに「そう」を用いることもできる。

- (41) a. Are you quite sure this is the man you are after?
 b. 「お前、ほんとうに、あの侍がそうだと、いいきれぬかね？」 (巻下・瀬戸 1997: 71)
 (42) 「もし天国が本屋だったら、ここがそうだろう」とは、ある旅行案内書による新進書店『ロンドン・レビュー・ブックショップ』評。行ってみるとなるほど、カフェも BGM もない静かな雰囲気、並んだ本の質は非常に高い。(柴田元幸「パブとバスと本の倫敦」SKYWARD 11 月号)

この補語の位置では、変項名詞句を受けるのに「それ」は使いにくいようである。

- (41') *お前、ほんとうに、あの侍がそれだと、いいきれぬかね?
 (42') *もし天国が本屋だったら、ここがそれだろう。

英語の *it*、*the one* と同様、日本語でも、主語と補語の位置によって「それ」と「そう」が使い分けられるようであるが、この点については、さらに検討が必要であろう。

このように、指示的名詞句、叙述名詞句、変項名詞句を受ける語句に英語と日本語で平行性が見られ、代名詞の選択には、指示的か、非指示的かという、名詞句の意味機能が反映されていることがわかる。名詞句をどの代名詞で受けるか、というのは、指示的／非指示的、さらに、特定の／非特定の、など、さまざまな要因が絡む非常に興味深い問題であり、名詞句の文中での使われ方に注意を払い、意味機能の観点から区別することの大切さを示すものである。

VI. 結語

本稿では、集合と構成要素の関係と同一指示によって措定文と倒置指定文の本質を捉えようとする、丹羽(2004)の論考を取り上げ、その問題点を指摘した。丹羽の議論は多岐にわたり、ここで検討したのは、その一部である。今後コピュラ文に関する議論を精密化するためには、避けて通れない問題もいくつか残されており、解決を探る必要があるが、その考察は別稿に譲ることにしたい。

*本研究は、平成16年度文部科学省科学研究費補助金・基盤研究(C)(2)「存在文に関する意味論的・語用論的研究」(課題番号:16520257)(研究代表者:西山佑司、研究分担者:小屋逸樹、熊本千明)の助成を受けたものである。有益な助言を下された西山佑司先生、上林洋二氏、例文のチェックをして下さった Gregory K. Jember 氏に謝意を表す。

註

- 1) この点は上林洋二氏の指摘(私的議論)による。
- 2) ここでは、措定の解釈を考えたが、自衛隊の派遣されるのはどこかという、(ある)非戦闘地域だ、という、倒置指定の読みもある。

- 3) 「同一指示」による説明では、倒置指定文の本質的な意味機能も捉えることができない。(23)が、「彼女が欲しいもの」の集合の構成要素であるバッグと指輪と高級化粧品は、バッグと指輪と高級化粧品と同一である、ということを表すのであれば、あまり意味のない主張をしていることになってしまう。
- 4) これは同一性文の読みの可能性を示唆している。

参考文献

- Declerck, Renaat (1988) *Studies on Copular Sentences, Clefts and Pseudo-Clefts*, Leuven University Press, Leuven.
- Halliday, M. A. K. (1967) "Notes on transitivity and theme in English, Part 2," *Journal of Linguistics* 3, 199-244.
- Higgins, Francis R. (1979) *The Pseudo-Cleft Construction in English*, Garland, New York.
- 上林洋二(1988)「指定文と指定文—ハとガの一面」『筑波大学文芸言語研究・言語編』14, 57-74.
- 熊本千明(1989a)「日・英語の分裂文について」『佐賀大学英文学研究』第17号, 11-34.
- 熊本千明(1989b)「指定と同定—「...のが...だ」の解釈をめぐって—」大江三郎先生追悼論文集編集委員会・編『英語学の視点』307-318, 九州大学出版会, 福岡.
- 熊本千明(1992)「日・英語のコピュラ文に関する一考察」『佐賀大学英文学研究』第20号, 49-67.
- 熊本千明(1995)「同定文の諸特徴」『佐賀大学教養部研究紀要』第27巻, 147-164.
- 熊本千明(2000)「指定文と提示文—日・英語の観察から—」『佐賀大学文化教育学部研究論文集』第5集第1号, 81-107.
- Kuno, Susumu (1970) "Some properties of non-referential noun phrases," in R. Jakobson and S. Kawamoto (eds.) *Studies in General and Oriental Linguistics*, 348-373, TEC, Tokyo.
- 久野暉(1973)『日本文法研究』大修館, 東京.
- 巻下吉夫・瀬戸賢一(1997)『日英語比較選書 1 文化と発想とレトリック』研究社出版, 東京.
- 三上章(1953)『現代語法序説』刀江書院. [1972 復刊. くろしお出版, 東京.]
- 西山佑司(1985)「指定文・指定文・同定文の区別をめぐって」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第17号, 135-165.
- 西山佑司(1988)「指示的名詞句と非指示的名詞句」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第20号, 115-136.
- 西山佑司(1990)「コピュラ文における名詞句の解釈をめぐって」『文法と意味の間: 国広哲弥教授還暦退官記念論文集』133-148, くろしお出版, 東京.
- 西山佑司(2003)『日本語名詞句の意味論と語用論—指示的名詞句と非指示的名詞句—』ひつじ書房, 東京.
- 丹羽哲也(2004)「コピュラ文の分類と名詞句の性格」『日本語文法』4巻2号, 136-152.